

理事，監事及び評議員に対する報酬等の支給基準について

定款

第14条第1項 評議員は無報酬とする。

第29条第1項 理事及び監事は無報酬とする。

上記のとおり，理事，監事及び評議員には，報酬を支給いたしません。

2017年6月

公益財団法人福山勤労福祉・文化振興会